

山口県教育長
藤井 俊彦様

2009年3月13日

日本共産党山口県議団

団長 水野 純次

子どもの教育を受ける権利を守ることを求める申し入れ

未曾有の経済危機のなかで、雇用破壊は非正規労働者にとどまらず、正規労働者にもひろがり、「学費が払えなくなった」、「お金がなくて修学旅行に行けない」など深刻な事態が生まれています。学費が払えず、高校を卒業できない、中退させられる、さらに入学できないという若者が増えることが心配です。

今日、高校卒業は職業につくための必要条件となり、進学率は97%を超えています。経済的な理由による高校教育からの排除は、若者一人ひとりへの大きなダメージであり、同時に社会の健全な発展を掘り崩すものです。

憲法26条は、国民に「ひとしく教育を受ける権利」を保障しています。経済的な理由で高校から排除される若者を出さないことは、国はもとより、地方自治体の責任でもあります。

こうしたなか、県立徳佐高等学校において、授業料等の未納者8人に対し、「卒業延期等の措置」をとることを示唆して、授業料を督促するという事例が明らかになりました。学費滞納を理由にした「卒業延期」はもちろん、出席停止、除籍は、子どもの教育を受ける権利を無視した措置であり、あらゆる手だてをとって回避すべきです。

よって、日本共産党山口県議団は、下記事項について申し入れます。

記

- 1, 「授業料徴収事務取扱要綱」にも反する対応を起こした原因と再発防止策を明らかにすること。
- 1, 授業料滞納者に対し、「出席の停止」、「除籍」の処分を規定している「授業料徴収事務取扱要綱」は抜本的に見直すこと
- 1, 授業料減免制度の所得規準を年収500万円以下（4人世帯）にまで上げるとともに、「学費の負担が困難と認められるもの」を「失業・倒産」だけでなく、「減収」などにも広く適用すること。
- 1, 卒業予定者で学費滞納がある、入学希望者で学費が工面できないなどの高校生を救済するための、無保証人・無利子・返済猶予（本人所得が年300万円超となるまで）の貸し付け制度を創設すること。

以上